

## 浜岡原子力発電所 3号機、4号機 非常用ディーゼル発電機の 運転上の制限からの逸脱について

2016年4月11日

発生場所	浜岡原子力発電所 3号機、4号機(施設定期検査中)
発生年月日	2016年4月11日
発生時の状況	<p>14時44分、定期試験をおこなっていた3号機の非常用ディーゼル発電機<sup>※1</sup>(B)(放射線管理区域外)において、潤滑油の漏れを確認したことから、3号機および4号機について原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)で定める運転上の制限<sup>※2</sup>からの逸脱を判断しました。ディーゼル発電機の運転を停止したことにより、潤滑油の漏えいは停止しました。漏えい量は約0.15リットルと推定しています。</p> <p>3号機および4号機が原子炉停止中では、4台の非常用ディーゼル発電機のうち3台の待機要求があります。4号機の非常用ディーゼル発電機(B)が点検中であり、当該非常用ディーゼル発電機が使用できないものと判断したことから、3号機および4号機について運転上の制限からの逸脱を判断しました。</p> <p>また、保安規定に従い、運転上の制限から逸脱を判断した場合に必要な措置をただちに実施し、14時56分までに完了しました。</p>
放射能の影響	本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表 1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機です。

※2 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

以上